

第2章 練馬のみどりを未来へつなぐ

第1項 みどり豊かなまちづくりのために

1 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例などについて

(1) 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例

区は、民有地の樹林を保全するために、全国の自治体に先駆けて憩いの森（市民緑地）制度を創設しました。これを契機として昭和52年には、「みどりを保護し回復する条例」を制定し、みどりのまちづくりを進めてきました。

その後、練馬のみどりを取り巻く環境が著しく変化し、区のみどりの実態および将来を見据えた見直しが必要となったことから、平成19年12月に「みどりを保護し回復する条例」を廃止し、現状の課題を解決する新しい緑化制度等を盛り込んだ「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」を新たに制定しました。

平成26年4月には、保護樹木・保護樹林の適切な維持管理を進めるために、一部改定しました。

(2) 練馬区みどりの総合計画の策定

区は、都市緑地法に基づく「練馬区みどりの基本計画」を平成10年に策定し、総合的に緑化施策を進めてきました。策定から10年を経た平成21年に、成果や課題を整理し、みどりの実態や社会動向、関連する法制度の状況を踏まえ、基本計画を改定しました。改定からさらに10年が経過したことから、区民が実感できるみどり豊かなまちづくりの実現に向け、より積極的、効果的な施策を展開するために、基本計画の改定の検討を進め、平成31年4月に練馬区みどりの総合計画を策定しました。

本計画では、練馬のみどりに満足している区民を80%とすることを目標とし、そのために、みどりのネットワークの形成とみどりを育むムーブメントの輪を広げることが基本方針として定めています。

(3) みどりの実態調査

区内のみどりの現況を把握するため、条例に基づき5年ごとにみどりの実態調査を実施しています。

(4) 練馬区緑化委員会

条例に基づく附属機関として、みどりの保全と創出に関する重要な事項を調査審議します。

(5) 緑化協力員

区民の協力のもとに、みどりの保全および創出の推進、知識の普及、意識の啓発等の活動を行うため、「緑化協力員」の制度を設けています。緑化協力員（定数100人以上）は、それぞれの地域で自主的に活動し、地域の核となって緑化運動を行っていま

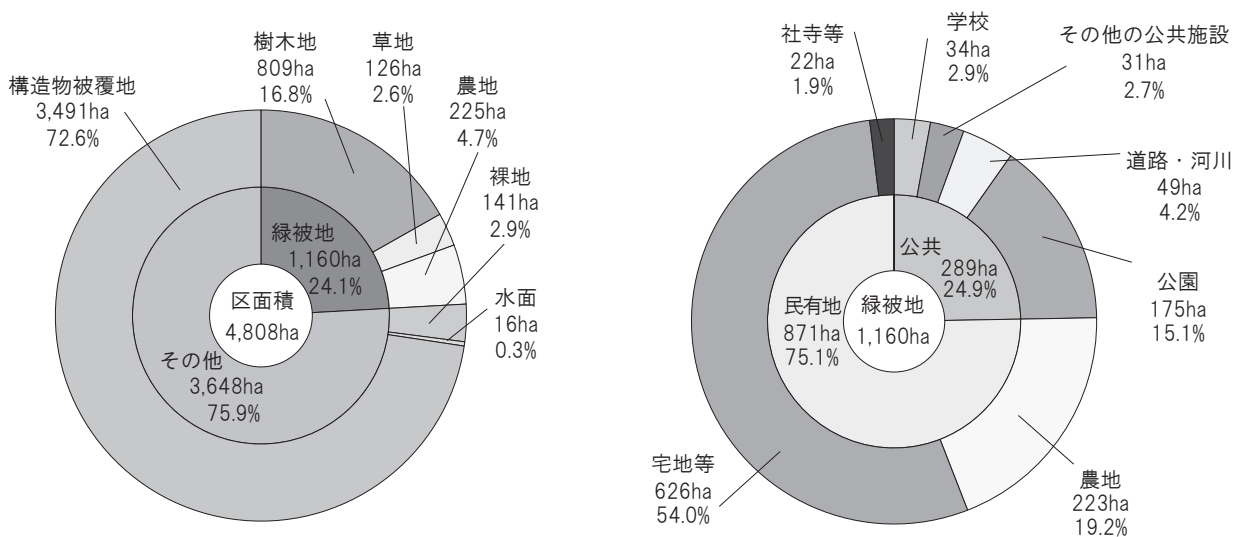
す。

(6) 練馬区みどりの区民会議

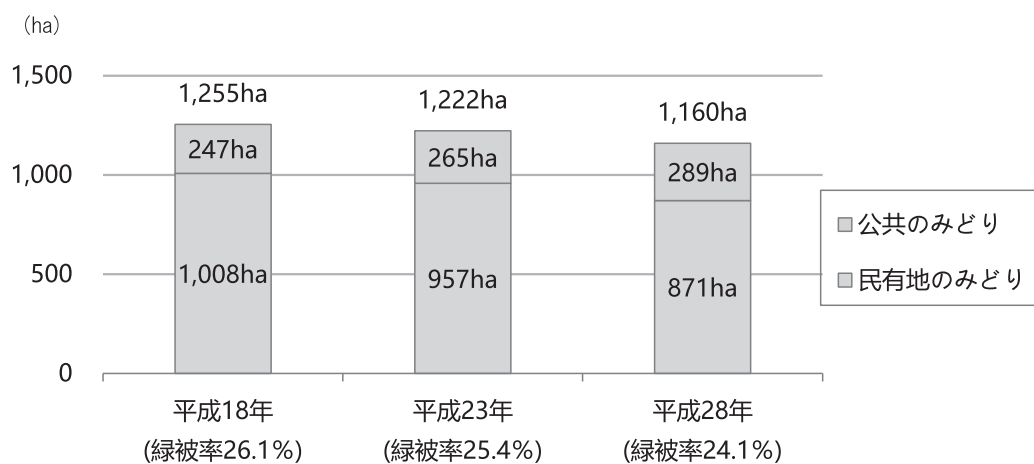
練馬のみどりを守り育てるための方策を検討するため、平成 28 年 10 月に様々な立場の区民からなる「練馬区みどりの区民会議」を設置しました。平成 29 年 10 月に 17 件の提案が区へ提出され、練馬区みどりの総合計画の施策へ反映されています。

[平成 28 年度みどりの実態調査結果]

■ 緑被等の内訳



■ 緑被率の推移

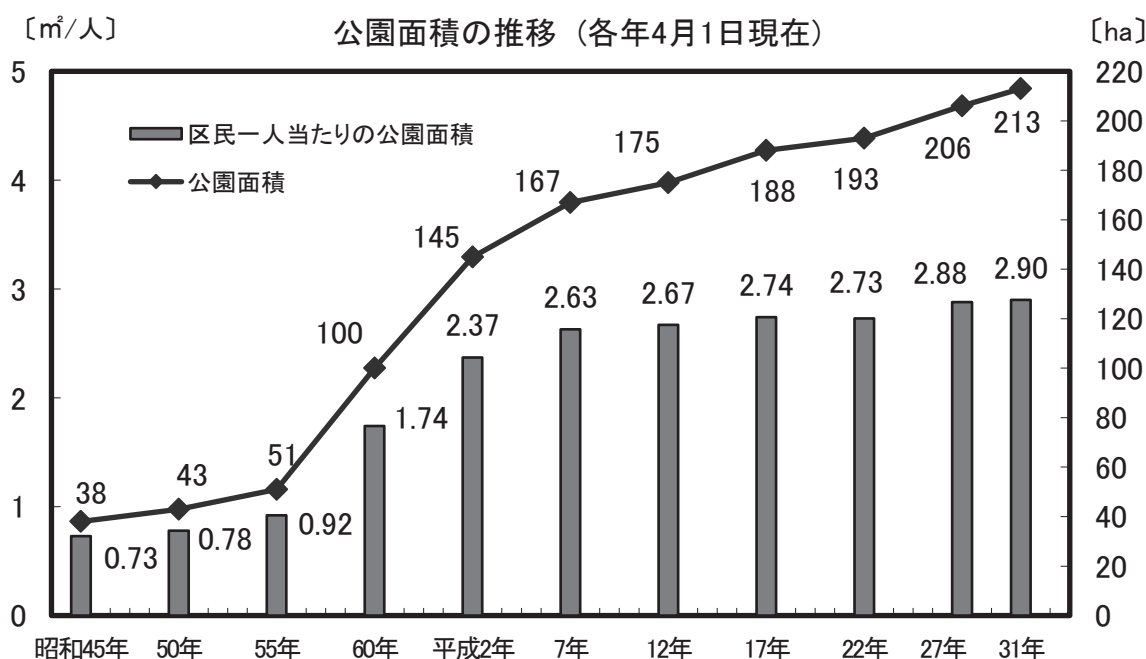


2 みどりのネットワークの形成

(1) 公園整備

区内の公園、緑地や児童遊園などは、平成31年4月1日現在、都立公園4園を含め688園あり、その面積の合計は、2,127,977.5 m²です。区民一人当たりの公園面積は2.90 m²で、昭和45年に比べると約4倍になっています。

練馬区立都市公園条例では、区民一人当たりの都市公園の標準面積を5 m²と定めています。今後も地域の特性を考慮した安心して楽しめる公園整備を進めていきます。



(2) 保護樹木・樹林

貴重なみどりを保護するために、所有者からの申請により、幹周りが1.5m以上の樹木を保護樹木、面積が300 m²以上の樹林を保護樹林に指定しています。

平成31年3月31日現在、保護樹木は1,192本（うち民有の樹木1,020本）、保護樹林は72か所187,148 m²（うち民有の樹林45か所139,427 m²）です。

(3) 憩いの森・街かどの森

土地所有者の協力を得て、区内に残る貴重な樹林地を保全しながら、憩えるスペースとして区民に開放している施設が憩いの森・街かどの森です。それぞれの樹林の特徴を活かしながら、自然への影響を最小限におさえた整備をしています。

憩いの森は1,000 m²以上、街かどの森は300 m²以上1,000 m²未満を基準としており、土地所有者と5年間または20年間の無償貸借契約を結んでいます。所有者は、契約した土地に対する都市計画税、固定資産税が非課税となります。

平成31年3月31日現在、憩いの森は40か所93,321 m²、街かどの森は5か所2,753 m²です。

(4) 特別緑地保全地区

都市における良好な自然環境を守るため、都市緑地法に基づき、区内で初めて特別緑地保全地区として、平成 18 年 11 月、早宮三丁目に「早宮けやき特別緑地保全地区」を定めました。また、この屋敷林は、平成 20 年 1 月に練馬区指定天然記念物に指定されました。

(5) 地域の緑化

地域へみどりのアドバイザーを派遣し、街区や沿道単位での緑化の取組を支援するなど、様々な取組を進めています。

ア みどりの協定

一定の地域の区民と区が協定を結び、地域の緑化を進めています。平成 31 年 3 月 31 日現在、19 地域で協定が結ばれており、区が供給した苗木を使い、地域住民によるまちの緑化が行われています。

イ みどりの街並みづくり助成事業

みどり豊かで潤いのある街並みを形成するために、みどりの街並みづくり事業を実施し、民間施設の生け垣化、屋上緑化、沿道緑化および壁面緑化に要する経費の一部を助成しています。

「生け垣化助成」は、道路に面した部分の生け垣化に要する経費を助成しています。震災時の安全確保にもつながるため、ブロック塀を生け垣に作り替える際には、ブロック塀の撤去経費も助成対象としています。平成 30 年度は 16 件、総延長 203m の生け垣に助成しました。

「屋上緑化助成」は、屋上に新たな緑化空間を創出する事業に対して助成しています。平成 30 年度は 2 件、面積 21 m² の緑化に助成しました。

「沿道緑化助成」は、敷地の道路に面した部分を対象として緑化に要する経費を助成しています。緑化に要する舗装の撤去経費も助成の対象としています。平成 30 年度は 11 件、面積 85 m² の緑化に助成しました。

「壁面緑化助成」は、建築物の壁面に直接または自立させた登はん補助資材を設置、または道路に面した場所に自立型登はん補助資材を設置して緑化に要する経費を助成しています。平成 30 年度は 14 件、面積 298 m² の緑化に助成しました。

なお、平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部地震による災害により、平成 30 年 11 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、ブロック塀等の撤去を伴う緑化をした場合、時限的に撤去費用および緑化費用の助成額を拡大しました。

ウ 「育てよう！広げよう！みどりのカーテン」事業

住宅や事業所で「みどりのカーテン」を増やすための事業です。

みどりのカーテンとは、夏の暑いときに日当たりの良い窓の外を、アサガオやゴーヤーなどのつる性の植物でカーテンのように覆うものです。植物が建物への日差しをさえぎり、エアコン使用時の電力消費を抑制するほか、葉から出る水蒸気で涼しい風を室内に呼び込み、建物や室内の温度の上昇を防ぐ働きがあります。

平成 30 年度も、「育てる」に加え「食」にも着目し PR しているほか、区民の取組を広くお知らせするために、みどりのカーテン写真コンテストを実施し、21 点の応募作品をパネル展で展示しました。

エ ガーデニング写真コンテストおよびオープンガーデン

区内の個人宅や事業所の庭・花壇などを写真で紹介し、生活の中に花とみどりを取り入れるきっかけにするために、ガーデニング写真コンテストを実施し、27 点の応募作品をパネル展で展示しました。また、4 軒の個人宅のお庭を一般公開するオープンガーデンを実施しました。

オ 出生記念苗木配付

出生の記念として、申込みのあった方へ苗木を配付し、みどりに対する意識の向上および啓発を図っています。平成 30 年度は春と秋に行い、1,533 本の苗木を配付しました。

カ 緑化計画の事前協議

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じて緑化に関する事前協議をしなければなりません。平成 30 年度は 816 件の緑化計画の事前協議がありました。

キ 樹木等伐採の届出

基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは、区長に届出が必要です。

また、伐採したときは代替の植栽に努めるものとしています。平成 30 年度は 54 件の届出がありました。

(6) 公共施設の緑化

公共施設緑化の代表例として、区役所に毎夏設置している「みどりのカーテン」や平成 26 年に西庁舎 10 階に開設した「ハーブテラス」などがあります。

「ハーブテラス」はハーブや生け垣に適した樹木等を植栽した屋上庭園で、壁面緑化の見本展示や太陽光パネル、屋内には「環境情報コーナー」を設置し、みどりや環境に関する啓発も行っています。

平成 28 年度からは収穫したハーブを使って、ハーブティーを味わったり、ポップリなどを作ったりするイベントを開催しています。

3 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

(1) みどりに関する体験などができる施設

区民のみどりへの興味を引き出し、みどりの果たしている役割の周知を図るため、様々な施設で多彩な事業を展開しています。

ア 牧野記念庭園

世界的に有名な植物学者、牧野富太郎博士の住居跡を整備した庭園です。園内には博士が命名したセンダイヤ（サクラ）やスエコザサなど 300 種類以上の植物が植えられており、植物標本などを展示している記念館や、博士が研究のためにこもった書斎と書庫を当時のまま保存している鞘堂があります。記念館では、博士にまつ

わる植物画などの企画展も行っています。また、植物に関する相談の受付や植物観察会などの講習会も行っています。平成 30 年度の入園者数は 27,192 人、相談件数は 310 件でした。

イ こどもの森

こどもの森は、子どもたちが、練馬のみどりや生き物と直接触れ合う機会を提供し、練馬のみどりを愛する心を育てることを目的とした施設です。平成 23 年度から体験イベントを開催しつつ整備や運営の方針について検討を進め、平成 27 年 4 月に羽沢二丁目に開園しました。プレーリーダーが常駐し、子どもたちが自ら考え、自由に遊べるようサポートしています。木登りや泥遊び、秘密基地づくりなどができ、虫取りや水かけ、ウメやキウイの収穫等さまざまなイベントも実施しています。

ウ 中里郷土の森

100 年以上前からある貴重な屋敷林を活かした緑地で、練馬のみどりや生き物と直接触れ合いながら学べる体験型施設として平成 29 年 3 月に開園しました。園内の森の学習棟には水槽やパネル展示などがあり、常駐の自然解説員とともに楽しく学べます。毎週日曜には園内外の自然を活用した自然体験プログラムを行っています。また、夏の夜には井戸水を活用した池と小川でヘイケボタルが観察できます(事前予約制)。

エ 土支田農業公園

土支田農業公園は、区民が農業を体験し、みどりに興味を持ってもらうことを目的に平成 5 年に開園しました。4 月から翌年 1 月の期間で農業教室を開催し、約 100 世帯が野菜作りなどを学んでいます。平成 30 年度の講習会等の開催数は延べ 63 回でした。

(2) 花とみどりの相談所

花とみどりの相談所は、みどり豊かなまちを実現するため、みどりに関する知識を広めることを目的とし、昭和 62 年に開設しました。植物に関する相談の受付、展示会、植物観察会および講習会を行っているほか、みどりに関する活動をしている団体に、講習室の貸し出しも行っています。平成 30 年度は大規模改修に向けた、基本設計を行いました。また、平成 30 年度の相談件数は 3,466 件、講習会等の開催数は延べ 46 回、参加者は 701 人でした。

隣接する四季の香ローズガーデンでは、約 180 品種の香りのバラを楽しむことができます。平成 30 年度はローズガーデンの拡張に向けた基本計画を作成し、基本設計・実施設計に着手しました。

(3) 憩いの森等を保全・育成する活動団体の育成事業

地域の区民に憩いの森・街かどの森に親しんでもらいながら、区民参加による適切な管理を進めるため、平成 28 年度から地域活動団体の育成事業を憩いの森で開始しました。

平成 30 年度は南高松憩いの森で育成事業を、西本村憩いの森で啓発事業および育成事業を実施しました。

(4) 練馬みどりの葉っぱい基金（条例名：練馬区みどりを育む基金条例）

練馬のみどりを区民みんなで愛し育てていくために、平成 16 年 10 月に設置された基金です。平成 31 年 3 月末の現在高は、18 億 3,106 万円です。基金のキャラクター「ぴいちゃん」は、平成 17 年に公募により誕生しました。

四季の香ローズガーデンの拡張工事など、複数の事業から応援したいメニューを選択できる基金へのリニューアルに向け、検討を進めています。また、寄付された区民には植樹活動に参加をしてもらうなど、みどりと積極的に関わることができる仕組みをつくれます。